国立大学法人九州大学宿舎規程

平成 1 6 年度九大会規第 1 1 号施 行: 平成 1 6 年 4 月 1 日 最終改正: 令和 5 年 3 月 3 1 日 (令和 4 年度九大会規第 1 4 号)

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人九州大学(以下「本学」という。)が、第3条に規定する役員及び職員(以下「役員・職員」という。)に貸与する宿舎の設置並びに維持及び管理に関する基本的事項を定めてその適正化を図ることにより、役員・職員の職務の能率的な遂行を確保し、本学の業務の円滑な運営に資することを目的とする。

(適用範囲)

- 第2条 本学の宿舎の設置並びに維持及び管理については、国立大学法人九州大学不動産等管理 規程(平成16年度九大会規第7号)の規定によるほか、この規程の定めるところによる。 (定義)
- 第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところ による。
 - (1) 役員とは、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第10条に定める役員をいう。
 - (2) 職員とは、国立大学法人九州大学就業通則(平成16年度九大就規第1号)の第2条第1項に規定する者のうち期間を定めないで雇用するもの及び次に掲げる者をいう。
 - イ 有期教員
 - 口 教員(年俸制)
 - ハ 特定有期教員
 - 二 特定有期事務·技術系職員
 - ホ 高度専門職員
 - へ 再雇用職員(短時間勤務職員を除く。)
 - ト 職域限定職員(短時間勤務職員を除く。)
 - チ 有期契約職員のうち看護業務に従事する者
 - リ その他総長が別に定める要項により宿舎の貸与が適当であると認める者
 - (3) 宿舎とは、役員、職員及び主としてその収入により生計を維持する者を居住させるため本学が設置する居住用の家屋及び家屋の部分並びにこれらに附帯する工作物その他の施設をいい、これらの用に供する土地を含むものとする。

(宿舎の種類)

第4条 宿舎は、無料宿舎及び有料宿舎の2種類とする。

第2章 宿舎の設置並びに維持及び管理に関する責任者

(設置)

第5条 宿舎の設置は、九州大学総長(以下「総長」という。)が行うものとする。 (維持及び管理の総括)

第6条 総長は、宿舎の維持及び管理に関する事務を総括する。

(維持及び管理の委任)

第7条 総長は、必要があると認めるときは、宿舎の維持及び管理に関する事務の一部を職員に 委任することができる。

第3章 宿舎の設置等

(設置の方法)

- 第8条 宿舎の設置は、建設、購入、交換、寄附、転用及び借受の方法により行うものとする。 (無料宿舎)
- 第9条 無料宿舎は、次に掲げる職員のうち総長が認めた者のために予算の範囲内で設置し、無料で貸与する。

- (1) 本来の職務に伴って、通常の勤務時間外において、生命若しくは財産を保護するための非常勤務又はこれらと類似の性質を有する勤務に従事するためその勤務する部局の構内又はこれに近接する場所に居住しなければならない者。
- (2) 研究又は実験施設に勤務する職員であって継続的に行うことを必要とする研究又は実験に直接従事するため当該施設の構内又はこれに近接する場所に居住しなければならない者。
- (3) へき地にある施設に勤務する者。
- 2 無料宿舎は、職員の職務に対する給与の一部として貸与されるものとする。 (有料宿舎)
- 第10条 有料宿舎は、次に掲げる場合において、予算の範囲内で設置することができる。
 - (1) 役員・職員の職務に関連して本学の事務又は事業の運営に必要と認められる場合。
 - (2) 役員・職員の在勤地における住宅不足により本学の事務又は事業の運営に支障をきたすおそれがあると認められる場合。
- 2 前項の規定により設置した有料宿舎は、役員・職員 (無料宿舎の貸与を受ける者を除く。) のために有料で貸与することができる。

第4章 宿舎の維持及び管理

(被貸与者に対する監督)

第11条 総長は、被貸与者(宿舎の貸与を受けた者及び第17条第1項の規定の適用を受ける同居者(以下「同居者」という。)をいう。以下同じ。)がこの規程に定める義務を守っているかどうかを監督し、常に宿舎の維持及び管理の適正を図らなければならない。

(無料宿舎を貸与する者の選定)

第12条 一の無料宿舎について当該宿舎の貸与を受けるべき職員が2人以上存する場合においては、総長はこれらの者のうち職務の性質上最も必要と認められる者に当該宿舎を貸与しなければならない。

(有料宿舎を貸与する者の選定)

第13条 有料宿舎を貸与する者の選定に当たっては、総長は、別に定めるところにより、本学の事務又は事業の円滑な運営の必要に基づき公平に行わなければならない。

(有料宿舎の使用料)

- 第14条 有料宿舎の使用料(以下「宿舎使用料」という。)は、月額によるものとし、その標準的な建設費用の償却費、修繕費、地代及び火災保険料に相当する金額を基礎とし、かつ、第17条第1項に規定する居住の条件その他の事情を考慮して別に定める算定方法により、各宿舎につき総長が決定する。
- 2 新たに宿舎の貸与を受け、又はこれを明け渡した場合におけるその月分の宿舎使用料は、日割により計算した額とする。
- 3 宿舎使用料は、有料宿舎の貸与を受けた者から毎月報酬を支給する際その者の報酬から控除しなければならない。
- 4 有料宿舎の貸与を受けた者が第17条第1項第1号又は第2号の規定に該当することとなった場合においては、その者又はその同居者は、その該当することとなった日から同項又は同条第2項の規定による明渡期日までの期間の宿舎使用料を、本学が発行する請求書により毎月その月末までに、本学に払い込まなければならない。
- 5 前項の規定により同居者が払い込むべき宿舎使用料に係る債務については、同居者の全員が連帯してその責に任ずるものとする。

(宿舎使用上の義務)

- 第15条 被貸与者は、善良な管理者の注意をもってその貸与を受けた宿舎を使用しなければな らない。
- 2 被貸与者は、その貸与を受けた宿舎の全部若しくは一部を第三者に貸し付け、若しくは、居住の用以外の用に供し、又は当該宿舎につき総長の承認を受けないで改造、模様替その他の工事を行ってはならない。
- 3 被貸与者は、その責に帰すべき事由によりその貸与を受けた宿舎を滅失し、損傷し、又は汚

損したときは、遅滞なく、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、その滅失、損傷又は汚損が故意又は重大な過失によらない火災等に基づくものである場合には、この限りでない。

- 4 前条第5項の規定は、被貸与者(同居者に限る。)の第1項又は第2項の規定に違反したことに基因する債務及び前項の規定による原状回復又は損害賠償に係る債務について準用する。 (宿舎の修繕費等)
- 第16条 天災、時の経過その他被貸与者の責に帰することのできない事由により無料宿舎又は 有料宿舎が損傷し、又は汚損した場合においては、その修繕に要する費用は、本学が負担する。 ただし、その損傷又は汚損が軽微である場合には、この限りでない。 (宿舎の明渡し等)
- 第17条 宿舎の貸与を受けた者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、その者(その者が第2号の規定に該当することとなった場合には、そのときにおいてその者と同居していた者)は、その該当することとなった日から、20日以内に当該宿舎を明け渡さなければならない。ただし、相当の事由がある場合には、総長の承認を受けて、その該当することとなった日から、無料宿舎にあっては2月、有料宿舎にあっては6月の範囲内において総長の指定する期間、引き続き当該宿舎を使用することができる。
 - (1) 役員・職員でなくなった場合。
 - (2) 死亡した場合。
 - (3) 転任、配置換、勤務地の移転その他これらに類する事由により当該宿舎に居住する資格を失い、又はその必要がなくなった場合。
 - (4) 当該宿舎について本学の事務又は事業の運営の必要に基づき先順位者が生じたためその 明渡しを請求された場合。
 - (5) 本学において当該宿舎につき宿舎の廃止をする必要が生じたためその明渡しを請求された場合。
 - (6) 別に定める明渡しの期限を迎えた場合。
- 2 有料宿舎の被貸与者は、総長が、第15条の規定に違反する事実でその宿舎の維持及び管理 に重大な支障を及ぼすおそれがあると認められるものにつき、期限を附してその是正を要求し た場合において、その期限までにその要求に従わなかったときは、直ちに当該宿舎を明渡さな ければならない。
- 3 被貸与者が前2項の規定に違反して宿舎を明渡さないときは、その者は、別に定めるところにより、これらの規定による明渡期日の翌日から明渡した日までの期間に応ずる損害補償金を支払わなければならない。この場合において、その損害補償金の額は当該宿舎の当該期間に応ずる使用料の額(当該宿舎が無料宿舎である場合には、これらを有料宿舎であるとみなして第14条第1項に規定する算定方法により算定した使用料に相当する額)の3倍に相当する金額をこえることができない
- 4 第14条第5項の規定は、前項の規定により被貸与者(同居者に限る。)が支払うべき損害 賠償金に係る債務について準用する。

(管理業務)

- 第18条 総長は、宿舎の維持及び管理を行うため必要があると認めるときは、宿舎の貸与を受けた者から管理人を置くことができる。
- 2 前項の規定による管理人を置くことが困難な場合は、役員・職員以外の者に委託して宿舎の 維持及び管理をさせることができる。
- 3 総長は、第1項の規定により管理人を置いたとき又は第2項により役員・職員以外の者に委託したときは、別に定める業務を行わせなければならない。

第5章 雑則

(宿舎の現況に関する記録)

第19条 総長は、被貸与者台帳を備え、常時、宿舎の現況及び入居者等の状況を明らかにして おかなければならない。 (実施要項)

第20条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

(宿舎の無償使用)

第2条 本学は、国立大学法人九州大学の設立の際、現に国及び国家公務員宿舎法(昭和24年 法律第117号。以下「宿舎法」という。)の適用を受ける独立行政法人(以下「国等」とい う。)の職員の居住の用に供されている国家公務員宿舎のうち本学に出資を受けた宿舎を、国 等の用に供するため、国等に無償で使用させることができる。

(経過措置)

第3条 この規程の施行の際、現に宿舎法の各規定により行われた被貸与者への承認は、この規程の各規定によって行われた承認とみなす。

附 則(平成18年度九大会規第18号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年度九大会規第1号)

この規程は、平成19年6月1日から施行する。

附 則(平成20年度九大会規第9号)

この規程は、平成21年3月1日から施行する。

附 則(平成23年度九大会規第16号)

この規程は、平成23年11月1日から施行する。

附 則(平成27年度九大会規第1号)

この規程は、平成27年8月31日から施行し、この規程による改正後の国立大学法人九州大学宿舎規程の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則(平成28年度九大会規第13号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和4年度九大会規第14号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。